

ヒトに関するクローン技術等に関する規制について

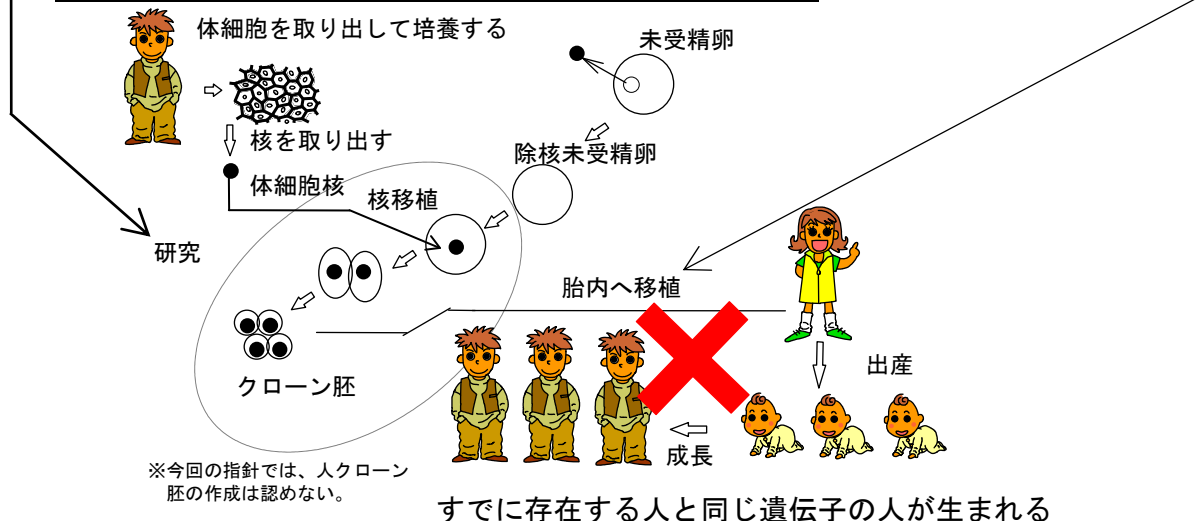
①クローン技術規制法成立までの経緯

- 平成9年2月のクローン羊「ドリー」誕生の発表を受け、同年9月に科学技術会議に**生命倫理委員会**を設置。意見公募を踏まえ、人クローン個体産生に対し**罰則を伴う法規制**をすべきことを決定（平成11年12月）
- これを受け、科学技術庁は平成12年4月（第147回国会）に「**ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案**」を提出したが、審議時間が十分に確保できないなどの主張があり、**委員会に付託されることなく廃案**となったが、5月に行われた**参考人質疑**において**早期の法規制が必要**であることが示された。
- 平成12年10月に、法定刑を5年から10年に引き上げた上で**第150回臨時国会に法案を再提出**し、衆議院で4回、参議院で3回の審議を経て、11月30日に成立し、12月6日に公布された。

②法律のスキーム

- 人クローン胚等を人又は動物の個体の胎内に移植することを禁止（違反には刑罰）
- 人クローン胚等及び人クローン胚等に類似の胚（特定胚）の適正な取扱いの確保のための措置（胚の取扱いに関する指針の作成、取扱前の届出・実施制限・計画変更命令、立入検査・措置命令等—違反には刑罰）

（例）成体の体細胞の核移植による人クローン個体の産生



③罰則

- 人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植の禁止に違反した者
→ 10年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又は併科
- 特定胚の適正な取扱いに違反（例：届出違反、命令違反等）した者
→ 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金等

④施行期日

人クローン胚等の母胎への移植の禁止については、平成13年6月6日から、特定胚の取扱いに関する規制については、平成13年12月5日から施行。